

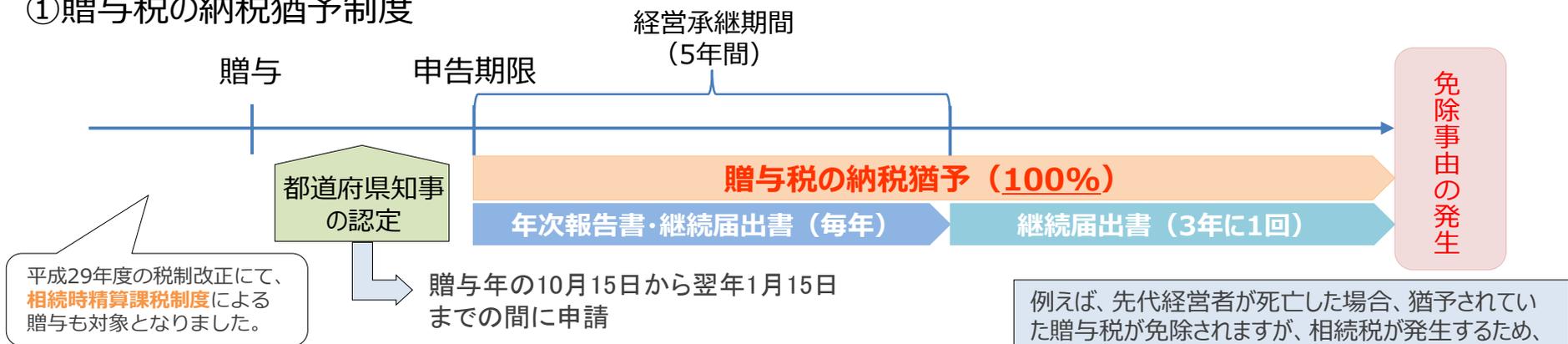
◆ 事業承継税制（納税猶予制度／一般措置）とは…

後継者が贈与または相続により取得する対象株式※に係る贈与税・相続税について**贈与時100%・相続時80%**が**猶予**されます。

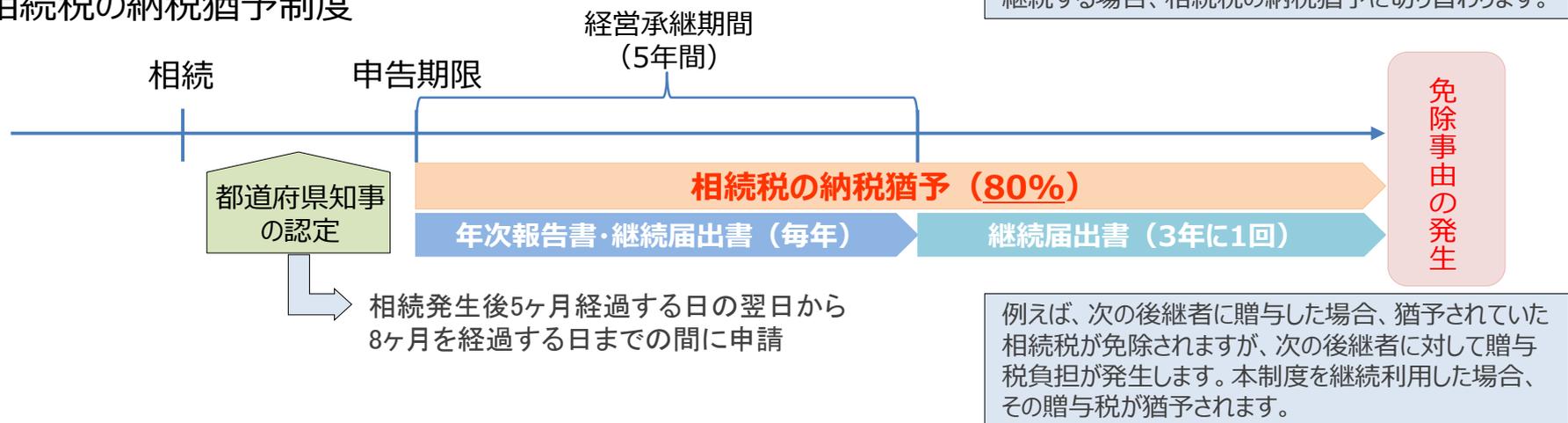
低い納税負担にて株式を移転することができ、後継者の議決権の確保が容易になります。

※対象株式は後継者がすでに保有している議決権株式を含めて**発行済議決権総数の3分の2**までの部分です。

① 贈与税の納税猶予制度



② 相続税の納税猶予制度



◆ 主な要件

先代経営者

【相続・贈与 共通】

- 会社の代表者であったこと
- 先代経営者と同族関係者（親族等）で発行済議決株式総数の50%超の株式を保有し、同族内（後継者除く）で筆頭株主であったこと 等

【贈与の場合】

- 贈与時まで代表者を退任すること（有給役員として残留可） 等

後継者

【相続・贈与 共通】

- 後継者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること 等

【贈与の場合】

- 会社の代表者であること
- 18歳以上、かつ、役員就任から3年以上経過していること 等

【相続の場合】

- 相続開始の直前において対象会社の役員（当該代表者の被相続人が70歳未満で死亡した場合を除く）であること 等

対象会社

【相続・贈与 共通】

- 中小企業基本法上の中小企業（特例有限会社、持分会社を含む）

業種分類	資本金額 上限	従業員数 上限
製造業他	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業	5千万円	50人
サービス業	5千万円	100人

または

- 資産保有型会社等でないこと
- 上場会社でないこと
- 風俗営業会社でないこと 等

継続要件

	5年間	5年経過後
後継者が会社の代表者であること	○	—
従業員数の8割以上を5年間平均で維持すること	○	—
後継者が同族内で筆頭株主であること	○	—
上場会社、風俗営業会社に該当しないこと	○	—
猶予対象となった株式を継続保有していること	○	○
資産保有型会社等に該当しないこと	○	○

納税が猶予・免除されるというメリットはありますが、事務負担が重く、報告・届出漏れや要件未充足で**猶予取り消し**（場合によっては**利子税**も）となったり、将来の後継者に負担を背負わせてしまうという考え方もあるため、活用される際は慎重にご検討ください。



事業承継に関するお悩みがございましたら、まずは商工中金の各営業担当者までご相談ください。

- ◆ 事業承継税制（納税猶予制度／特例措置）とは…
平成30年度税制改正にて、これまでの一般措置に加え、**10年間の措置**として、納税猶予の対象となる**非上場株式等の制限の撤廃（発行済株式総数の最大3分の2まで→全て）**や、**相続時の納税猶予割合引上げ(80%→100%)**等がされた特例措置が創設されました。
- ◆ 特例措置と一般措置の違い

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出(※1)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等(※2)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化(※3)	平均8割の雇用維持が必要 (承継後5年間)
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税制度の適用	60歳以上の者から 18歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から18歳以上の法定相続人・孫への贈与

- ※1 平成30年4月1日から**令和6年3月31日まで**（改正施行規則により1年延長されました）に 都道府県に提出し、確認を受ける必要があります。
- ※2 平成30年1月1日から**令和9年12月31日まで**の間の贈与・相続・遺贈について猶予されます。
- ※3 承継後5年間の雇用平均が8割未達でも猶予は継続されます。但し未達となった場合、理由報告が必要です。経営悪化が原因である場合等には、認定支援機関による指導助言が必要です。

◆ 特例承継計画とは…

後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継後5年間の事業計画等を記載し、その内容について**認定経営革新等支援機関**による指導および助言を受ける必要があります。



中小企業が安心して経営相談等が受けられるために専門知識や実務経験が一定以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。商工中金も認定されています。

(様式)

様式第 21

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書
(特例承継計画)

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	
資本金額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	
代表権の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (退任日 年 月 日)

3 特例後継者について

特例後継者の氏名 (1)	
特例後継者の氏名 (2)	
特例後継者の氏名 (3)	

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期 (予定)	年 月 ~ 年 月
当該時期までの経営上の課題	
当該課題への対応	

5 特例後継者が株式等を承継した後 5 年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1 年目	
2 年目	
3 年目	
4 年目	
5 年目	

(別紙)

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関 ID 番号	
認定経営革新等支援機関の名称	
(機関が法人の場合) 代表者の氏名	
住所又は所在地	

2 指導・助言を行った年月日

年 月 日

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

事業承継税制のより詳細な内容は国税庁HPへ  <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/houjin.htm>

事業承継に関するお悩みがございましたら、まずは商工中金の各営業担当者までご相談ください。